

名古屋市重症心身障害児者施設

指定管理業務仕様書

令和6年5月

名古屋市健康福祉局障害者支援課

目 次

第 1	総則	1
第 2	法令・規則等の遵守	1
第 3	管理の基準	
1	重症心身障害児者への支援に関する業務	2
2	施設管理運営に関する業務	3
3	管理業務全般に関する事項	6
第 4	運営開始準備	
1	業務内容	12
2	施設運営開始に向けた組織の設置及び人員体制	13
第 5	その他	13

名古屋市重症心身障害児者施設指定管理業務仕様書

第 1 総則

本仕様書は、名古屋市重症心身障害児者施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とし、「名古屋市重症心身障害児者施設指定管理者募集要項」と一体をなすものである。

第 2 法令・規則等の遵守

重症心身障害児者施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令・規定等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）
- (8) 名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）
- (9) 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）
- (10) 労働基準法を始めとする労働関係法規
- (11) 消防法等施設管理関係法規
- (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- (13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領
- (14) 指定管理者、PFI事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領

第3 管理の基準

1 重症心身障害児者への支援に関する業務

(1) 生活支援

① 目的

在宅での生活が困難な重症心身障害児者に対して、入所により必要な医療・看護・訓練等を提供するとともに、生活の場として利用者本位の生活を送ることができるよう支援すること。

② 内容

- 定員は、障害児入所支援と療養介護をあわせて90人とし、施設内では1病棟30人ずつの3病棟に分かれている。
- 各部屋は、1床室が30室、2床室が6室、4床室12室で構成されている。
- 在宅での日常生活が困難な医療的支援や介護等を必要とする重症心身障害児者を受け入れるとともに、手厚い医療的支援を必要とする「超重症児者」「準超重症児者」を一定人数受け入れること。
- 遠方施設に入所している市民の利用や県内のNICU（新生児集中治療室）の後方支援についての役割を担うこと。
- 利用者の受け入れについては、名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針に基づき、適切に実施すること。
- 利用者の異常の早期発見と二次障害、合併症及び感染症等の予防に努めること。
- 専用室を利用した家族との交流やボランティアの活用、各種行事の実施や外出等による社会参加の機会の提供をはじめ、利用者のニーズに対応した支援内容の充実に努めること。
- 特別支援学校と連携し、学齢期の利用者の障害の状況、健康状態等に応じた適切な教育環境の提供に努めること。
- 利用者及びその家族のニーズを把握し、支援計画を策定すること。
- 多様な摂食嚥下機能に対応した栄養管理のもと、食事の提供に努めること。
- 入浴にあたっては、入浴前の健康状態・全身の状態を把握し、温度、時間、方法等に配慮することにより安全を確保すること。
- 排泄にあたっては、利用者の障害の状況や排泄習慣、プライバシーに配慮し、自立に向けた支援をすること。
- 衣服については、利用者の適切な体温調整や身体を保護し、清潔感を感じられるよう、こまめな着替えに留意し、清潔保持に努めること。

(2) 在宅支援

ア 短期入所事業

① 目的

在宅で生活する重症心身障害児者の家族等が、疾病、冠婚葬祭、外出、その他の理由により、在宅での生活が一時的に困難になった場合に、当該重症心身障害児者の受け入れを行い、短期入所による必要な医療・看護・介護等を提供することにより、安定した在宅生活の継続支援や家族等の負担軽減を図ること。

② 内容

- 障害者総合支援法に規定する短期入所事業所として、利用定員を10人とする（障害児入所支援及び療養介護の定員90人に含む）。
- 在宅での利用者の健康状態等について家族等から必要な情報を得ること。
- 障害児入所支援及び療養介護と同様なサービス提供に努めること。

イ 在宅生活への移行・継続支援

① 目的

医療的ケアや介護等に関する相談支援等を行うことにより、在宅生活への移行・継続を支援すること。

② 内容

- 重症心身障害児者及びその家族等に対して、在宅での医療的ケアや介護等に関する相談支援を行うこと。
- 市と協力して、重症心身障害児者支援に関わる市内の医療機関、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等との在宅支援のためのネットワークを構築し、在宅復帰を希望する利用者や在宅の重症心身障害児者及びその家族を支援すること。
- 重症心身障害児者の家族や、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等の職員に対して、医療的ケア、介護等の研修を実施すること。

2 施設管理運営に関する業務

(1) 許認可の取得手続き

医療型障害児入所施設及び障害福祉サービス事業所（療養介護及び短期入所）の指定手続きをはじめ、管理運営に際して必要となる官公署の免許、許可、認可等を受けること。

(2) 使用料及び手数料の徴収等

診療報酬、障害福祉サービスの報酬等の利用料及び証明書等の交付に伴う手数料は、名古屋市会計規則に定める手続きにより徴収事務を処理するものとする。

(3) 職員の配置・研修

① 配置

- 参考配置基準と異なる配置を妨げるものではないが、入所者90人（施設入所80人、短期入所10人）を受け入れるために関係法令上必要な人員数以上の人員配置を行うこと。
- 看護体制については、「障害者施設等入院基本料7：1」以上を基準とすること。
- 原則として同性介助となるよう勘案して、適切な人員配置を行うこと。

② 研修

- 職員全員が、利用者について正しく理解するとともに、その理解を深めていくための研修等の機会の確保に努めるとともに、利用者が安心かつ安全に利用できるよう、接遇対応及び支援技術の向上に取り組むこと。
- 職員に管理運営に必要な知識・技能、人権感覚を習得させるとともに、資質の向上のために研修を実施すること。
- 自ら主催する研修以外に、他の機関が実施する研修に職員を参加させるよう努めること。
- 市が主催する研修に対し、職員の参加を求められた場合は、特別な理由がない限り、これに参加させなければならない。

(4) 広報・情報発信

重症心身障害児者及びその家族の地域生活を支援するため、次の業務について積極的に行うこと。

- ①ホームページ更新
- ②利用案内パンフレット・事業報告書・事業概要等の作成
- ③その他施設に関する広報・情報発信

(5) 受付

受付業務については、利用者に対する言葉づかいや対応など接遇に留意し、次の業務について丁寧な対応を行うこと。

- ①利用者との契約に関する業務
- ②使用料・手数料の収受等に関する業務
- ③その他施設運営に必要な受付業務

(6) 地域社会、関係機関等との協力・連携

- ①クオリティライフ21城北に設置するメリットを活かすよう努めること。
- 名古屋市立大学医学部附属西部医療センターと協力・連携すること。

- 名古屋北歯科保健医療センターと協力・連携を図り、利用者の口腔ケアを図ること。
- ウエルネスガーデンを活用して利用者へのサービス向上に努めること。
- クオリティライフ21城北地区内で行われる防災や環境等に関する活動に協力すること。
- クオリティライフ21城北内の他施設から人的・物的協力を求められた場合は、積極的に協力すること。

②地域社会、関係機関、関係団体及び専門家等との連携強化に努めること

- 地域社会、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所・相談機関・医療機関・特別支援学校等の障害児者支援に関わる関係機関等と良好な関係を構築し、維持すること。
- 地域住民との交流、ボランティアの受入等を積極的に行うこと。
- 支援に関する拠点として情報を集積し、積極的に発信すること。
- 学術研究団体等から協力を求められた場合は、業務に支障のない範囲において積極的に協力すること。
- 必要に応じて、他の同種施設等で構成する協議会等に参加すること。

(7)統計資料の作成及び調査研究

市及び関係機関等からの依頼資料の作成及び提出に協力すること。また、他の同種施設や先進事例等の調査、研究及び資料収集による分析や評価等を行い、運営に反映させるとともに、在宅の重症心身障害児者の日常生活、医療的ケアや介護の状況等について、市と共同して定期的に実態調査を行い、状況把握に努めること。

(8)施設、設備及び備品の維持管理等

①施設・設備の保守管理

以下のことに留意し、土地、建物及びその附属設備並びに工作物の保守管理を行うこと。

- 施設の良好な保守管理に努めることにより、利用者の用に供すること。
- 建物の保守管理にあたっては、施設の構造及び建築材その他の箇所について、剥離、損耗又は滅失等により機能の安全性を損なうことがないように日常的に点検を行うとともに、これらのことが確認された場合は速やかに安全確保及び修繕を行うこと。
- 設備等の保守管理にあたっては、日常点検、法定点検及び定期点検等を行い、その性能を維持すること。

②環境維持管理

- 施設を常に清潔で快適な状態に保つため、清掃、換気及び室温管理等を適切に行

うこと。

- 廃棄物の排出量を極力少なくするよう、資源の再利用やリサイクルに努めること。
また、管理上発生した廃棄物は分別を徹底し、処分業者に適切に回収させること。

③備品の管理

- 業務の遂行に必要な備品（名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）第132条第1項第1号に定める単価2万円以上の物品（図書にあっては単価5,000円以上のもの）をいう。）を貸与する場合には、これを無償とする。
- 備品の引渡しを受けたときは、速やかに預かり証を提出すること。
- 備品の管理については、協定において定める事務取扱要領に従い行うこと。

④財産の維持管理

- 施設の建物及び備品等、管理業務において使用する市の所有に属する財産を善良な管理者の注意をもって維持管理する義務を負い、その設置目的以外の目的に使用することはできない。
- 施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合、直ちに市に報告し、指示を受けなければならない。
- 上記の場合で、指定管理者の原因により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償すること。

（9）経理

- 管理業務に関する一切の収入（但し、利用者の実費負担（9(4)）を除く。）を歳入とし、一切の支出を歳出とする予算を編成し、指定管理者の経理規程に従って適切に執行すること。

（10）その他必要な管理運営業務

- 冷暖房や給湯などを行うための地域冷暖房システムの利用については、名古屋都市エネルギー株式会社と契約すること。
- 共用部分については、クオリティライフ21城北内の他施設と協力して管理を行うこと。

3 管理業務全般に関する事項

指定管理者は、施設の管理運営を行うにあたって、次の各項目に留意すること。

（1）関係法令の遵守及び設置目的に沿った管理運営

- ①名古屋市重症心身障害児者施設条例第1条の設置目的に基づき管理運営を行うこと。

②法令等を遵守すること。

- 管理運営業務を行うにあたり必要となる法令、条例、規則及び基準、市の施策や方針等を遵守して適切な管理運営を行うこと。
- 法令等については、指定管理者自らの責任において十分に調査の上、管理運営業務の実施時点で常に最新のものに拠ること。

③公の施設として、公平性を確保すること。

④効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費縮減に努めること

⑤利用者の立場に立った管理運営に努めること

- 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めること。
- 利用者の利便性やサービスの向上の観点から、利用者及びその家族等の意見・要望・苦情・満足度等について、アンケート調査を実施する等、積極的な把握に努めるとともに、その結果を市に報告し、その内容を管理運営業務に反映させ、サービスの向上を図ること。

(2)その他管理業務

①管理業務の執行

管理業務の執行にあたっては、関係法令等を遵守し、設置の目的達成のため、誠実かつ効果的に実施すること。また、管理業務の執行について市が必要な指示をすることがある。

②情報の保護等

- 情報の保護について、名古屋市情報あんしん条例及び個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に周知徹底すること。
- 管理業務を行うにあたって取得する情報の取扱いについては、協定において定める情報取扱注意項目を遵守するとともに、取得情報の取扱いに関する規程を設けること。また、当該規程を設ける際又は改正する際には、市と協議すること。
- 施設の管理に関する情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じること。必要な措置については市と協議すること。

③再委託の禁止

管理業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、炊事業務、警備業務、清掃業務、建物設備等の保守及び点検業務その他市が認めた業務については、この限りではない。

④暴力団関係事業者の排除等

- 愛知県警察本部から「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等、愛知県警察本部長締結）に基づく排除要請があり、市が是正勧告を行った際は、是正措置を講じること。
- 管理業務の実施にあたり、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、遅滞なく市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

⑤苦情への適切な対応を行うこと

- 利用者からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行い、誠意をもって解決に向けた適切な対応を行うこと。
- 苦情受付窓口を設置し、責任者を配置するとともに、苦情対応やその解決にあたっては、マニュアル等を整備し全職員に周知徹底すること。
- 公平・中立な立場で円滑かつ円満に解決するため、第三者委員を選任すること。

⑥災害・事故への対応

- 事故の要因となる施設内の環境や利用者の生活行動を的確に把握し、それらの危険を速やかに除去すること。また、事故や災害が発生した場合には、適切な救急処置や安全措置ができるよう必要な体制を確立し、利用者の安全確保を図ること。
- 防災・災害対応マニュアル及び事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施すること。また、市や警察署、消防署、医療機関等の関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。
- 災害の発生又は発生する恐れがある場合、迅速に職員体制（非常配備体制）を確立するとともに、入所者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行うこと。また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、関係機関や地域団体等と協力して対応にあたり、市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力すること。
- 事故が発生した場合、利用者の安心安全を第一に、応急措置等迅速な対応を行うとともに、直ちに市に報告し、市と協力して原因究明にあたること。
- 市は、上記の事項が着実に実施されるよう、指定管理者を指導・監督する。また、入所者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、指定管理者が

行う業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

- 指定避難所等に指定されていない施設であっても、災害発生時の状況によっては、事後的に指定避難所等として指定されることがあるなど、随時、当該施設に災害応急活動への協力を求める可能性があるため、指定管理者は、指定避難所等の運営等に準ずるなどして、それに協力するよう努めること。

⑦保険

管理業務における自らの責任負担に対応し、必要な保険等に加入すること。

⑧報告義務

次の場合には、随時市に報告するとともに、関係法令等に基づき申請・届出を行うこと。

- 施設において事故が生じた場合
- 施設又は物品が滅失し、又は毀損した場合
- 定款等に変更があった場合
- 人員の配置、勤務形態等の変更があった場合
- 施設長や職員の変更があった場合
- 事業計画の重要な部分を変更する場合
- その他、市の指示があった場合

⑨事業計画及び事業報告

- 次年度の運営方針及び事業計画書並びに収支予算書を指定期日までに市に提出すること。なお、作成にあたっては市と調整すること。
- 事業の執行状況を毎月市に報告すること。また、市が必要な報告を求めた場合は協力に応じること。
- 毎年度5月31日までに前年度の事業報告書を市に提出すること。

⑩管理運営状況の点検・評価

指定管理者には、市が別途指示する内容で、毎年度管理運営状況の点検・評価を行い、その点検・評価の結果については、市として公表する。

⑪諸規程及び帳簿の整備

- 就業規則、経理規程等の諸規程等を整備し、これに基づいた適切な運用を行うとともに、省令その他の施行通知に基づき、施設運営に必要な帳簿を整備すること。
- 管理運営業務に必要な規程・マニュアル等を策定する際は、市の承認を得ること。

⑫検査及び監督

- 管理業務の適正な実施を確保するため、市は、施設へ立ち入り、管理業務の執行状況について検査し又は必要な資料の提出を求めることがある。
- 設置者である市の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は、出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められることがある。

⑬権利義務の譲渡の禁止

- 指定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

⑭指定の取り消し等

- 次に掲げる場合、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
 - この際、市はあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与することとする。また、指定管理者の指定通知を出す前にあっては、候補者との協議を行わず、次点候補者と協議を進めることができるものとする。
 - ア 正当な理由なく協定の締結に応じない場合
 - イ 管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれる場合
 - ウ 著しく社会的信用を失うに至った場合
 - エ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難になった場合
 - オ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく、排除措置対象法人であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合
 - カ 協定に違反した場合
 - キ 正当な理由がないのに協定を履行しないとき、又は協定期間内に履行の見込みがない場合
 - ク 協定の締結又は履行について不正の行為があった場合
 - ケ 指定管理者として必要な資格を欠いた場合
 - コ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断される場合
 - サ 指定管理者が市の正当な指示に従わない場合
 - シ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
 - ス 指定管理者から協定解除の申し出があり、市がその事由を正当と認めた場合
 - セ 市が指定する必要がなくなった場合

ソ 当該施設を公の施設として廃止する場合

○本市の免責事項

選定された指定管理者が市議会において議決を得られなかった場合や、上記（スセソを除く）の各事由により指定管理者の指定を取り消されたり、候補者とされなかった場合、施設にかかる管理業務及び管理業務の準備のために支出した費用等については、市は補償しない。

また、上記（スセソを除く）の各事由により指定管理者の指定を取り消されたり、候補者とされなかった場合において、市に損害が生じた場合には、損害を賠償すること。その場合、当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として納付すること。

○不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により管理業務の継続が困難になった場合、協定継続及び指定管理料等の取扱いについて協議を行うこと。

- ⑮指定管理者が交代することとなった場合、円滑な引き継ぎに向けて必要な業務に協力すること。

⑯障害者就労施設等の活用

業務を委託して実施する場合や、必要な物品の購入にあたっては、特別な理由がない限り、障害者就労施設、シルバー人材センター、母子福祉団体、地元中小企業等の活用について配慮すること。

⑰障害者差別解消

この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

⑱市の施策等への協力

市の事業に係るポスターの掲示やパンフレット等の配架など、市の広報活動に協力すること。

⑲環境配慮の取組み

「名古屋市役所環境行動計画2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めること。

⑳妨害又は不当要求に対する届出義務

指定管理業務の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態度若しくは程度が社会的に正当と認められないものをいう。）を受けた場合は、遅滞なく市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

㉑仕様書の改定

協定の履行期間中にやむを得ない事情によってこの仕様書の内容変更の必要が生じた場合は、市と協議のうえで決定するものとする。

㉒協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者は、誠意をもって協議を行うこと。

第4 運営開始準備

指定管理者に選定された法人は、令和7年3月31日までの期間において、以下の業務を行うこと。

1 業務内容

(1)職員の確保及び人材育成

○職員の確保について計画的に行うこと。特に確保が困難な医療・看護職については早急に調整を行うこと。

○同種の施設での実習や研修（人権研修を含む）等に積極的に参加し、人材育成を行うこと。

(2)在宅支援、地域連携のためのネットワーク構築

○在宅支援のネットワークの構築に際して、協力や連携が必要となる関係機関や関係団体等との検討会に参加し、市と協力して検討を進めること。

(3)医療機器、備品、その他指定管理業務に係る契約手続き等

○施設運営のために実施する入札、契約手続きについては、各種法令、条例、規則及び基準等を遵守して適切に行うこと。

○市又は前指定管理者が契約を締結し、令和7年4月1日以降も契約期間が継続している医療機器、備品その他指定管理業務に係る契約手続き等については、現在の契約期間が終了するまで継続すること。

(4)その他、開設準備に必要な業務

2 施設運営開始に向けた人員体制

- 令和7年4月1日からの運営開始に向けて、前指定管理者からの引継ぎ、各種手続き及び市との協議・調整等を円滑に実施するため、必要な資格、知識及び技能等を有する職員を相当数配置すること。
- 市との協議・調整のための責任者を1名配置すること。

第5 その他

- 本仕様書に記載のない事項については、市と協議のうえで決定する。
- 本仕様書に規定するものの他、業務の内容等について疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。
- 協議が整わないときは、市の指示に従うものとする。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。